

二 法人にあつては定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書、人にはその者（未成年者である場合においては、その法定代理人を含む。）の戸籍謄本（法定代理人が法人である場合においては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

三 申請者が、法第十八条第一項第一号イからホまでのいずれかに掲げる者でないことを明らかにした書類

四 法人にあつてはその法人の最近三年間における損益計算書及び事業の状況を記載した書類並びに申請日の属する事業年度の前年度現在における貸借対照表及び財産目録、人には財産目録その他資産の状況を証する書類で最近三月以内に作成したもの

五 法人にあつてはその役員、人にはその者の履歴を記載した書類（図書の出版に関する履歴については、関与した出版に係る図書の名称、従事した職務の内容等を詳細に記載したもの）

六 教科用図書の編集を担当する者の氏名及び履歴を記載した書類

七 法人にあつてはその法人又はその法人を代表する者、人にはその者が図書の発行に関し著しく不公正な行為をしたことのないものであることを明らかにした書類

（会社以外の者の資産の範囲）

第九条 令第十六条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める資産の額は、現金、預金、有価証券等の流動資産の額及び土地、建物等の固定資産の額の合計額から負債の額を控除した額とする。

第十条 令第十六条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める額は、現金、預金、有価証券等の流動資産の額及び土地、建物等の固定資産の額の合計額から負債の額とする。

（編集担当者の基準）

第十一条 令第十六条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。

2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかわらず、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が前項の数を下る数置かれていることを基準とすることができる。

附 則 抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四三年一月二十五日文部省令第一号)
この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十年一月二二日文部省令第二号)
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月一日文部省令第一八号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一七日文部省令第一九号)
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日文部省令第五三号)
抄
(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日文部省令第一五号)
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三日文部科学省令第二号)
この省令は、平成十七年三月三日から施行する。

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二十五日文部科学省令第四〇号) 抄

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一六日文部科学省令第二一号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一六日文部科学省令第二九号) 抄

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年九月十七日）から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

附 則 (平成二四年三月二三日文部科学省令第七号) 抄

第一条 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二六年四月一六日文部科学省令第二〇号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三〇日文部科学省令第二七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日文部科学省令第三一号) 抄

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一〇日文部科学省令第二七号) 抄

第一条 この省令による改正後の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第六条第一号の規定は、施行の日以後に行われた教科用図書の採択に関し不公正な行為があつたと認められる場合について適用する。

附 則 (令和元年九月一三日文部科学省令第一四号) 抄

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日文部科学省令第四四号) 抄

第一条 この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三日文部科学省令第二号) 抄

この省令は、平成十七年三月三日から施行する。

別記様式

年　月　日

文部科学大臣殿

申請者の氏名及び住所
(法人にあつては代表者
の氏名及び住所を含む。)

教科用図書発行者指定申請書

教科用図書発行者の指定を受けたいので、義務教育諸学校の教科用図書の無
償措置に関する法律第18条第2項の規定により、必要な書類を添えて申請し
ます。